

奈良県公安委員会告示第 1 1 3 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、クロスボウの取扱いに関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号）第 1 9 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 1 2 日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

1 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとしているもの（以下「初心者」という。）
- (2) 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者（以下「経験者」という。）

2 開催日時、開催場所及び定員

- (1) 初心者講習会（初心者に対して行う講習会をいう。以下同じ。）

開 催 日 時	開 催 場 所	定 員
令和 5 年 1 月 2 4 日（火） 午前 1 0 時から午後 5 時まで	奈良市登大路町 8 0 番地 奈良県警察本部聴聞室（奈良県分 庁舎 1 階）	1 8 人

- (2) 経験者講習会（経験者に対して行う講習会をいう。以下同じ。）

開 催 日 時	開 催 場 所	定 員
令和 5 年 1 月 2 6 日（木） 午後 2 時から午後 5 時まで	奈良市登大路町 8 0 番地 奈良県警察本部聴聞室	1 8 人

3 講習内容等

- (1) 講習は、次に掲げる事項について行う。
 - ア クロスボウの所持に関する法令
 - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (2) 考査は、(1)の講習（初心者講習会の講習に限る。）を受けた者につき、当該講習に係る事項を修得したかどうかについて行う。
- (3) 講習修了証明書の交付は、(1)の講習に係る事項を修得したと認められる者に対して行う。

4 受講申込手続

講習を受けようとする者は、受講を希望する日の2週間前までに、次により申込みを行うこと。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(2) 提出書類

ア 講習受講申込書 1通

イ 写真（アの申込書提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） 1枚

5 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

- (1) 初心者講習会 6,900円
- (2) 経験者講習会 3,000円

なお、受講申込みをして講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 その他

(1) 携行品

ア 初心者講習会 筆記具及び受講申込みのときに交付するクロスボウ取扱読本

イ 経験者講習会 筆記具

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号（代表） 0742-23-0110 内線3045・3046